

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。  
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。  
また、( )内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当する。

**道路運送法第2条** ( × )

2. 貸切バス事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。

**道路運送法第4条** ( ○ )

3. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、貸切バス事業に限り許可を受けることができる。

**道路運送法第7条** ( × )

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請の処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

**道路運送法第8条** ( ○ )

5. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

**道路運送法第10条** ( ○ )

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を定める必要はない。

**道路運送法第11条** ( × )

7. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

**道路運送法第12条** ( ○ )

8. 一般貸切旅客自動車運送事業の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が50㎡大きくなった。この場合、事業計画変更の手続きが必要である。

**道路運送法第15条、道路運送法施行規則第4条及び第15条及び15条の2** ( ○ )

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

**道路運送法第20条** ( ○ )

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うときに限り、乗合旅客の運送をすることができる。

**道路運送法第21条** ( ○ )

- 1 1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を変更しようとするときは国土交通大臣に届け出なければならない。

**道路運送法第 2 2 条の 2** ( ○ )

- 1 2. 貸切バスの営業所が複数ある場合、本社に統括する運行管理者を配置すると、営業所ごとに運行管理者を選任する必要はない。

**道路運送法第 2 3 条** ( × )

- 1 3. 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

**道路運送法第 3 0 条** ( ○ )

- 1 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができる。

**道路運送法第 3 3 条** ( × )

- 1 5. 一般旅客自動車運送事業の管理の受託及び委託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

**道路運送法第 3 5 条** ( ○ )

- 1 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、その 30 日前までに届け出なければならない。

**道路運送法第 3 8 条** ( ○ )

- 1 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

**道路運送法第 4 0 条** ( ○ )

- 1 8. 休止している一般旅客自動車運送事業を再開する場合は、あらかじめ届け出なければならない。

**道路運送法施行規則第 6 6 条** ( × )

- 1 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2** ( ○ )

- 2 0. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 1 8 条** ( × )

- 2 1. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条** ( × )

- 2 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条の 2** ( ○ )

- 2 3. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 6 条** ( ○ )

- 2 4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、一年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 7 条** ( × )

- 2 5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号を掲示する必要はない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 4 2 条** ( × )

- 2 6. 旅客自動車運送事業者は、運行管理規程を国土交通大臣あて届け出なければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 2** ( × )

- 2 7. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、天災その他事業者の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められている。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款** ( ○ )

- 2 8. 改善基準告示でいう拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** ( ○ )

- 2 9. 新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から 1 5 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

**道路運送車両法第 1 3 条** ( × )

- 3 0. 輸送実績報告書は、毎年 6 月 3 0 日までに提出しなければならない。

**旅客自動車運送事業等報告規則** ( × )

- 3 1. 一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
- A. 9 B. 10 C. 11
- 道路運送法第3条** ( C )
- 3 2. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後（ ）日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- A. 40 B. 50 C. 60
- 道路運送法第37条** ( C )
- 3 3. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ ）の利便を図ることを目的とする。
- A. 事業者 B. 従業員 C. 旅客
- 旅客自動車運送事業運輸規則第1条** ( C )
- 3 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
- A. 60 B. 65 C. 70
- 旅客自動車運送事業運輸規則第38条** ( B )
- 3 5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。
- A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清潔に
- 旅客自動車運送事業運輸規則第44条** ( A )
- 3 6. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は（ ）人である。
- A. 2 B. 3 C. 4
- 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9** ( B )
- 3 7. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの（ ）に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。
- A. 事業者 B. 運転者 C. 利用者
- 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン** ( C )
- 3 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者に用いる事業用自動車は、（ ）ごとに定期点検整備を実施しなければならない。
- A. 1ヶ月 B. 3ヶ月 C. 6ヶ月
- 道路運送車両法第48条** ( B )
- 3 9. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、（ ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。
- A. 50 B. 100 C. 150
- 旅客自動車運送事業等報告規則** ( B )
- 4 0. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
- A. 1 B. 2 C. 5
- 自動車事故報告規則** ( A )